

花巻市都市計画審議会 会議記録

日 時	平成23年10月18日(火) 15:00~15:54		
場 所	花巻市役所本庁舎3階 委員会室		
用 件	花巻市都市計画審議会		
出席した委員の氏名	学識経験者	藤 田 康 雄	
	同	高 橋 善 悦	
	同	宮 澤 啓 祐	
	同	鎌 田 慎 一	
	同	猿 舘 祐 子	
	市議会議員	本 舘 憲 一	
	同	藤 井 英 子	
	同	近 村 晴 男	
	同	大 原 健	
	同	佐 藤 忠 男	
	同	中 村 初 彦	
	関係行政機関		
	国土交通省岩手河川国道事務所長	今 日 出 人	
	※ (調査第2課長	角 舘 清 典)	
	岩手県職員		
	岩手県県南広域振興局土木部長	深 澤 忠 雄	
	岩手県花巻警察署長	青 柳 晃	
市 出 席 者	建設部長	高 橋 通 義	
説明等のため出席した市職員氏名	上下水道部下水道課長	浅 沼 正 昭	
	〃 下水道課長補佐	大 木 信 彦	
	建設部建築住宅課指導係長	小 原 有 二	
	【事務局】		
	建設部都市整備課長	八重樫 明 夫	
	〃 都市整備課長補佐	鎌 田 吉 隆	
	〃 〃 計画係長	佐 藤 多 恵 子	
	〃 〃 計画係主査	佐 藤 充	
	〃 〃 〃 上席主任	赤 沼 雅 仁	

(開 会 午後 3時00分)

◎都市整備課長補佐(鎌田吉隆) これより花巻市都市計画審議会を開会いたします。私は、本日の進行役を務めさせていただきます都市整備課長補佐の鎌田吉隆と申します。よろしく願いいたします。

本日、国土交通省岩手河川国道事務所長の今日出人委員の代理で角館清典調査第二課長が出席されておりますので御紹介いたします。

続きまして、本日の審議会に説明等のため出席しております職員を紹介させていただきます。

建設部長の高橋でございます。都市整備課長の八重樫でございます。下水道課長の浅沼でございます。下水道課長補佐の大木でございます。建築住宅課指導係長の小原でございます。都市整備課計画係長の佐藤でございます。同じく計画係佐藤主査、赤沼上席主任でございます。

以上で、職員の紹介を終わります。

続きまして、建設部長の高橋よりごあいさつ申し上げます。

◎建設部長(高橋通義) 建設部長の高橋でございます。都市計画審議会は5月20日に開催してから2回目でありまして、この審議会は法定審議会でありますので、必ず皆様の審議を経て決めていかなければなりませんので、よろしく願いいたします。報告案件もありますのでよろしく願いいたします。前回の5月20日の時もお話をしましたが、この機会に私からはあいさつというより御報告させていただきたい点があります。まず初めに震災より「もう」と言いますか、「まだ」と言いますか7カ月が過ぎております。花巻市の状況をお話申し上げますと、10月6日現在で303世帯、589人が花巻市にいるという現状でありまして、今問題なのは放射能の問題であります。花巻市の場合、農業の主力である米については不検出であります。教育委員会関係のプールについても不検出でありますし、水道水についても不検出という状況になっておりますので、生活については、岩手県、花巻市については安全な生活がおくることができると思いますが、先ほど申し上げましたように303世帯、589人が現在も花巻市に住んでいるという状況であります。きのうも陸前高田の方が建築住宅課においでになりまして、じっくり担当と話をされておりましたけれども、花巻市に定住したいと。ついては現在は雇用促進住宅に入っているけれども、家もできれば紹介していただきたい。できればこういう社会情勢ではあるけれども、自給自足、農業をしてみたいということで、全ての分野に私どもで「そこです」と言うのではなくて、私どもでキャッチしてその方に御相談して回答申し上げるとか、あるいは紹介するといった対応をとっておりますので、この被災者の方々もそれぞれの窓口に行って相談していると実感しております。

それからもう1点は、5月以来建設部にかかわる状況を若干御説明申し上げますけれども、駅前ロータリーを整備いたしまして、10月1日から供用開始しておりますが、今バス路線、タクシー路線、一般路線と分けて、今のところ誘導員をつけておりますけれども、まだ慣れないという苦情もありますけれども、あれは慣れるしかないだろうと思っておりますが、交通安全のため、あるいは駅利用の利便性のためあの方式をもう少し誘導員をつけて周知徹底したいと思っておりますし、駅前駐車場については1時間無料、これは今までどおりでありますけれども、3時間まで100円、8時間まで300円、12時間まで500円ということで、非常に利用されているようであります。それから三日堀の雇用促進住宅は議会の議決を経て購入しましたけれども、これは定住促進住宅として80戸、雇用促進機構から購入して、現在募集をかけております。先ほどの話ではないですが、定住を希望している方もいらっしゃいましたので、そちらの方も御案内してまいりたいと思

っております。それから、きょうここに猿舘委員がいらっしゃいますが、東和町土沢に完成いたしましたこっぼら土澤も定住促進であります。これは、その館坂のマンションと同じように、第二弾として注目を集めておりまして、私どもが非常に興味があるのは「日替わりシェフ」ということで、お昼にその場所を使って日替わりのシェフが昼食を出すという新しい試みでありますので、ぜひ皆様方も関心をお寄せいただきたいと思います。

都市計画審議会とは若干かけ離れたあいさつをしましたが、きょうはこれから担当が御説明をして、審議を経て御意見を賜ることとなっておりますので、よろしくお願いを申し上げごあいさついたします。

◎都市整備課長補佐（鎌田吉隆） それでは、次第3議案審議に入ります前に、大変恐れ入りますが、資料の訂正をお願いいたします。資料の報告第1号から報告第4号までにつきましては、報告案件でありますことから、おもちの資料の1ページ、8ページ、26ページ及び28ページにつきまして、お手元に配付しております内容と差し替えをお願いしたいと存じます。よろしくお願いをいたします。申し訳ありませんでした。

それでは、議案審議につきましては、審議会条例第4条第2項の規定によりまして、会長を議長といたしまして、進行をお願いすることといたします。なお、発言の際には各委員の前に用意しておりますマイクを御利用いただきますようお願いいたします。

それでは、藤田会長、よろしくお願いをいたします。

（藤田会長、議長席へ着席）

◎会長（藤田康雄君） きょういただいている審議会の時間は1時間が目安のようですが、活発な御意見、御質疑をお願いいたします。

それではさっそく審議に入らせていただきます。審議に入ります前に、会議録署名委員を指名させていただきます。会議録署名委員につきましては、花巻市都市計画審議会運営要綱第11条第2項の規定によりまして、近村晴男委員、猿舘委員、お二人にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎会長（藤田康雄君） 異議なしと認め、それでは近村晴男委員、猿舘委員、お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは初めに報告第1号花巻都市計画区域及び東和都市計画区域の変更について及び報告第2号花巻都市計画区域及び東和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてを一括議題とさせていただきます。事務局から御説明をお願いいたします。

八重樫都市整備課長。

◎都市整備課長（八重樫明夫） それでは、事務局から説明いたします。大変すみませんが、もう一つ訂正があります。議案第2号「花巻都市計画公園の変更」となっておりますが、これは「東和都市計画公園」でありますので、訂正させていただきます。大変申し訳ありません。

本日の花巻市都市計画審議会につきましては、昨年10月29日の都市計画審議会において、花巻都市計画区域の再編について中間報告をしておりました。それにつきまして手続きが進んできたものでありますので、岩手県決定については報告案件、花巻市決定については諮問案件として御審議いただくこととしております。内容につきましては、花巻都市計画及び東和都市計画区域を1つに統合することに伴う都市施設の名称変更にあわせた番号の並べ替え、用途地域の建ぺい率の指定、都市計画道路の車線数の変更であります。

それでは、報告第1号について説明いたします。報告第1号につきましては、パワーポイントで説明いたします。資料は2ページからとなっております。

初めに都市計画区域の変更について説明いたします。スクリーンの地図の赤色が花巻都市計画区域でございます。それから、青色が東和都市計画区域を示しています。現在の区域は、旧花巻市と旧石鳥谷町が花巻都市計画区域、旧東和町につきましては東和都市計画区域に指定されております。今回の変更は、2つの都市計画区域を1つにするものでございます。それにあわせて、大迫、幸田、東十二丁目、横志田の4地区を新たに区域に編入するものでございます。さらに、田瀬地区を区域から除外しようとするものでございます。

大迫地区については、合併前の大迫町は都市計画区域に入っておりませんでした。今回の合併を機に新花巻市として一体の都市づくりを進めるために、今回既成市街地を含むエリアを都市計画区域に編入しようとするものでございます。

次に幸田地区の編入につきましては、3方向が東和都市計画区域、花巻都市計画区域に囲まれていること、それから地形的に平坦で、地区内に鉄道駅や国道があり交通の利便性がよく、宅地化が進む傾向があります。それに伴って都市計画区域に編入するものでございます。

次に東十二丁目でございますが、本地区は2方向が都市計画区域に接しております。地区の中には機械金属工業団地がございまして、企業立地が増加していることから都市計画区域に編入するものでございます。

次に横志田地区でございますが、本地区は3方向が都市計画区域に接しております。北上市はこのエリアはすでに都市計画区域に入っております。それから太田、笹間地区は都市計画区域に入っておりますので、3方向が都市計画区域に囲まれていることから、今回横志田地区を編入するものでございます。

田瀬地区の除外につきましては、昭和40年代に田瀬湖を核とした大型リゾート開発が計画されておりました。この計画が御案内のとおり立ち消えになったことから、都市計画区域の必要性が乏しいことから、今回除外するものであります。この区域を外したことによる影響ですが、本地区は傾斜が険しく容易に造成ができる地形ではなく、また、大部分が農業振興地域もしくは森林地域であるため、無秩序な開発の進行はないと判断しております。

続いて都市計画区域の指定効果についてでございます。都市計画法の用途地域や都市計画道路の指定による計画的な土地利用の誘導や施設整備ができること、さらに都市計画法の開発許可や建築基準法の敷地の接道義務など、開発や建築のルール化がされることになり、都市計画区域に入る効果があります。以上が第1号の報告でございます。

次に報告第2号を説明いたします。資料は9ページからになっております。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更でございますが、現在は、花巻、東和ごとにマスタープランが策定されております。今回の変更では都市計画区域の変更に伴い、マスタープランも1つにし、新しい都市計画区域でのマスタープランを定めようとするものでございます。

初めに都市計画区域マスタープランについて説明いたします。マスタープランとは、都市計画の長期的な見通しや将来像を定めるものであり、また、その計画の実現に向けての大きな筋道を明らかにするために定めるものです。都市計画の目標や区域区分の有無、主要な都市計画の基本的な方針などを定めております。

次に、マスタープランの素案について説明いたします。初めに、策定対象となる都市計画区域を示しています。赤色で示している部分が都市計画区域でございます。名称につきましては、花巻都市計画区域で、位置は花巻市の行政区域の一部となり、面積は32,384ヘクタールでございます。

次に、基準年と目標年次でございますが、目標年度は策定年から20年後としておりま

す。都市施設などは10年後としております。現状と課題につきましては、本区域については、既成市街地の空洞化や都市機能の低下などが現状の課題となっております。

次に、都市づくりの基本理念でございますが、本区域は「活力と交流を創造する快適都市イーハトーブはなまき」としてしております。基本方針は、「自然や文化を生かし、すべての人が幸せを感じる『イーハトーブ』の形成」など5つの方針を掲げております。

次に、区域区分の決定の有無ですが、本区域は、合併以前から区域区分を定めていないこと、人口も減少傾向があることなどから今回も区域区分を定めておりません。なお、区域区分とは市街地を囲む区域と抑える区域に区分する、いわゆる線引きと呼ばれるものでございます。本県では盛岡広域都市計画区域で定めております。

次に、土地利用の方針と商業地ですが、花巻駅周辺及びその南側に広がる商業地を本区域の中心商業拠点とし、石鳥谷駅周辺及び土沢駅周辺を商業の拠点、大迫総合支所周辺を生活サービスの拠点とし、それらの機能の維持、充実を図ることとしております。また、新花巻駅や花巻空港駅の周辺は、観光交流機能の充実を図ることとしております。

続きまして、工業地の方針でございます。花巻第一工業団地の機能の維持、充実を図るとともに、第一工業団地と金属工業団地の拡大や第二、第三工業団地と流通業務団地の企業立地の促進を図ることとしております。

次の住宅地の方針でございますが、低層住宅を中心とした計画的な宅地形成を図るとともに、住環境を阻害する用途混在の規制、基盤未整備地区の地元意向を踏まえた基盤整備を図ることとしております。

次に、都市施設の方針でございますが、本区域の交通ネットワークとしては、周辺市町村との連携による計画的な道路網の整備や災害時の代替路の確保、インターチェンジの活用による広域拠点機能の強化を図ることとしております。また、道路については、国道4号の4車線化や長期未着手の都市計画道路の体系的な見直しを図ることとしております。公共交通については、いわて花巻空港の利用促進や空港周辺地区へのアクセス性の確保とともに、バス路線の見直しなどの交通システムの整備を図ることとしております。

続きまして、下水道及び河川の方針でございますが、下水道については公共下水道や集落排水、浄化槽を組み合わせた整備を図ることとしております。また、河川については、水害防止のため築堤、改修を図ることとしております。

次に市街地開発事業の方針ですが、市街地の活性化に向けた都市基盤整備事業の導入を検討するとともに、面整備をあわせた地区計画などによる土地利用の誘導や都市基盤未整備地区の土地区画整理事業の適用を検討することとしております。

次に、自然環境の方針ですが、環境保全系統については、花巻温泉郷、県立自然公園や胡四王山の環境の保全などを図ることとしております。

レクリエーション系統については、歩いて行ける公園などの利便性の向上に努めるとともに、日居城野運動公園をスポーツレクリエーション拠点としての整備を進めております。

防災系統については、災害に備え都市公園や緑地の防災空間としての機能を高めるとともに、災害時における応急活動の基地としての活用を検討することとしております。

景観形成系統については、早池峰国定公園などの優れた山並み景観や北上川の豊かな河川環境の保全を図るとともに、景観上優れた樹木や建築物などは景観資源としての活用を図ることとしております。

最後の将来像図でございますが、これまで説明したもの、主要な都市計画の決定の方針などをわかりやすく表現したものでございます。これもマスタープランの一部をなしているものでございます。

以上で報告第1号、第2号についての説明を終わります。

◎会長（藤田康雄君） ありがとうございます。ただいまの報告第1号、第2号につきまして、質疑、御意見がありましたなら発言のほどお願いいたします。いかがでしょうか。
（発言する者なし）

◎会長（藤田康雄君） それでは次に移ってよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

◎会長（藤田康雄君） 御異議ないようですので、次の報告第3号につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

八重樫都市整備課長。

◎都市整備課長（八重樫明夫） 報告第3号でございますが、花巻都市計画決定に伴う用途地域のない地域（白地地区）の建築形態の規制について、資料の27ページをごらんいただきたいと思っております。

背景、趣旨につきましては、都市計画区域で用途地域の指定のない地域の建ぺい率、容積率などの建築形態形成は、法律で定める複数の規制値から岩手県が選択して定めることとなっております。特定行政庁は岩手県でございます。以下のような基準を定めることで提案をしております。（1）から（4）まででございますが、建ぺい率は70％です。容積率は200％、道路境界線からの距離に乗ずる数値は1.5としております。隣地境界線からの距離に乗ずる数値を2.5としております。以上の内容について、この規制値を採用したいということで、区域の計画決定とあわせて規制値にしようとするものでございます。以上で説明を終わります。

◎会長（藤田康雄君） ありがとうございます。報告第3号花巻都市計画決定に伴う用途地域のない地域の建築形態規制についてということで、御報告いただきました。いふなれば基準ということですから。そういったことでの形態規制についての御報告でしたが、これにつきまして、今御説明いただいたことに関して質疑、御意見等ございましたら発言のほどお願いいたします。

（発言する者なし）

◎会長（藤田康雄君） よろしいですか。では次に進めさせていただきます。

次に、報告第4号東和都市計画道路の変更（岩手県決定）については議案第1号、第2号、第3号、第4号についてかかわってきますので、報告第4号、議案第1号、第2号、第3号、第4号あわせて御説明、御審議いただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

◎会長（藤田康雄君） 御異議ないようですので、報告第4号から議案第4号まで一括して事務局から御説明願います。

八重樫都市整備課長。

◎都市整備課長（八重樫明夫） それでは、報告第4号及び議案第1号、第2号、第3号、第4号について説明いたします。

まず最初に報告第4号でございますが、画面の方で説明いたします。都市計画区域の統合及び都市計画区域の見直しの関連に伴う都市計画決定の変更について一括して説明いたします。都市計画決定については、県が決定するものと市が決定するものがございます。先ほども冒頭で申し上げましたが、県が決定するものについては報告ということで議案に載せております。

初めに都市計画区域の変更について再度御説明いたしますが、先ほど御説明した内容ですが、花巻都市計画区域と東和都市計画区域を統合して花巻都市計画区域に変更すること

に伴う、それぞれの都市計画区域で定められている都市施設等の名称が変更になります。軽易な変更として名称（番号）や冠する都市計画区域の変更であり、基本的に都市計画の面積や種類、区域、位置などの根本的な変更はございません。都市計画道路につきましても県決定と市決定の2つに分けられます。都市計画公園につきましても、市決定のみです。地域地区、いわゆる用途地域ですが市決定です。都市計画下水道についても、市決定のみでございます。

それでは、報告第4号及び議案第1号を説明いたします。報告第4号資料は29ページから36ページまででございます。議案第1号資料は39ページから44ページまでをごらんいただきたいと思っております。平成10年に都市計画法施行令の一部を改正する政令が施行されました。都市計画道路の車線数を都市計画で定めることとなり、国道、県道以外の道路については道路幅員から車線数による決定権者が決まることとなりました。いわゆる4車線以上の道路は県決定、4車線未満道路につきましても市決定となります。ただ東和都市計画道路につきましても、この政令が施行される以前に都市計画決定されたものでございますので、都市計画上車線数が未設定であったため、名称変更にあわせて車線数を定める都市計画の変更を行うものでございます。現状の道路の車線数が変わるものではございません。現状の車線にあわせて車線数を定めるものでございます。表の赤枠部分が変更箇所でございます。

次に議案第2号を説明いたします。資料は47ページから51ページまでの部分でございます。東和都市計画公園が花巻都市計画の1つに加わるため、番号の並び替えのみの軽易な変更になっております。

次に議案第3号でございますが、資料は54ページから58ページまでをごらんいただきたいと思っております。平成14年7月に公布された建築基準法等の一部を改正する法律により、表にある第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業地域の建ぺい率について、複数のメニューから選択することとなりましたが、東和都市計画区域の用途地域では、建ぺい率を定めておりませんでした。改正前の建築基準法の建ぺい率が適用されておりました。今回はこの2つの区域を統合し、花巻都市計画区域に変更することに伴い、東和都市計画区域の用途地域についても建ぺい率を定めることといたします。指定に当たってこれまでの規制で建築されたものの公平性や変更の合理的な理由等がないことから、これまでの建ぺい率を引き続き適用することといたします。今までの建ぺい率、右側の第一種、第二種の用途地域につきましても60%、これは建築基準法で定めている建ぺい率60%、近隣商業は80%、準工業は60%、工業地域は60%としておりましたものを、今回計画区域を1つにすることによって、赤字の改正後の建ぺい率60、80、60、60と、つまり今まで建築基準法で適用されていたものをそのまま都市計画決定で採用するものでございます。あわせて、第一種低層住居専用地域の外壁後退距離1メートルを引き続き適用しようとするものでございます。

次に、議案第4号について説明いたします。資料につきましても60ページから64ページまでをごらんいただきたいと思っております。下水道の都市計画の取扱について、平成17年の都市計画運用指針の改定により、主要な管渠の取扱が1,000ヘクタール程度の排水区域を受け持つ面積となったため、東和都市計画区域の下水道区域の計画面積は143ヘクタールであることから、管渠延長の表記を削除したもので、軽易な変更となります。都市計画変更の手続きのスケジュールでございますが、左側が市決定、右側が県決定の流れでございます。住民説明会を8月27日、28日に、花巻、石鳥谷、東和、大迫の4会場で行いました。案の公告・縦覧につきましても9月13日から26日まで、そして本日の都市計画審議会を迎えております。今後のスケジュールにつきましても、案の公告・縦

覧を来年1月に予定しておりますし、岩手県都市計画審議会につきましては来年2月に予定しております。計画決定、公告・縦覧につきましては3月をめどに作業を進めているところでございます。以上で報告第4号から議案第1号、第2号、第3号、第4号につきましての説明を終わります。

◎会長（藤田康雄君） ありがとうございます。報告第4号は東和都市計画道路の変更（岩手県決定）について、議案第1号は東和都市計画道路の変更（花巻市決定）について、議案第2号は東和都市計画公園の変更（花巻市決定）について、議案第3号は花巻都市計画及び東和都市計画用途地域の変更（花巻市決定）について、議案第4号は東和都市計画下水道の変更（花巻市決定）についてということでの御説明でございましたが、この件について御質疑をお願いしたいと思います。何かございましたらよろしく願いいたします。

藤井委員。

◎藤井英子君 お尋ねというよりも内容をお聞きしてわかったんですけれども、審議会ですからこういう提案理由と変わったところを提示するとこのように提案されると思うんですけれども、説明の部分で手元にない資料がいっぱいあったように思ひまして、私個人かもしれません、もっと勉強させていただきたいということもありまして、今説明された内容のものが手元があればもっといいのではないかと感じまして、質問ではないんですけれどもそんなことを感じました。

◎会長（藤田康雄君） ありがとうございます。この件についてはいかがですか。

八重樫都市整備課長。

◎都市整備課長（八重樫明夫） 今のお話はスクリーンで説明したものと同じものが手元にあるという意味でございましょうか。お手元にお配りした内容をかいつまんだものをスクリーンに表示しておりますが、お手元の資料はもっとくわしく書いたものでございますが。

◎会長（藤田康雄君） 高橋建設部長。

◎建設部長（高橋通義） 説明した課長からもお話ししましたがけれども、パワーポイントの方が手元の資料を見る、都市計画は専門性を有する文言でありますので、画面の方がわかりやすくなるだろうという、事務方の判断でございます。ただ、おおまかな画面で説明いたしましたので、さっそく後日このパワーポイントのシートの分だけお送りさせていただくことで御了承をお願いいたします。

◎会長（藤田康雄君） よろしいでしょうか。多分事前に資料は送付されていると思いますけれども、お勉強されていて、なおかつパワーポイントで概要について御説明したという寸法で進んできていると思います。ただ、パワーポイントで画面を見ながら、なおかつ資料に目を通してということになると、かなり理解が難しい部分が出てくる可能性は強いんです。多分その辺のところの御指摘だという気がしますので、今御説明いただきましたように、パワーポイントで説明される時には画面を印刷していただいて、それを両方あわせて見ていただくというのが通常のパターンかと思っておりますので、その辺はよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

それ以外にございますか。東和町サイドの方でどなたか。

猿舘委員。

◎猿舘祐子君 花巻市なので一緒というか、当然のことかと思ひます。内容についても数字などの変更なので、特段意見はありません。

◎会長（藤田康雄君） ありがとうございます。そのほか御意見ございますでしょうか。あるいは御質問ございますでしょうか。

宮澤委員。

◎宮澤啓祐君 東和の部分の変更といっても、今お話があったように単純な変更ですけれども、たとえば用途地域の見直しなど、見直しが行われる予定はあるのでしょうか。

◎会長（藤田康雄君） その点はいかがでしょうか。

八重樫都市整備課長。

◎都市整備課長（八重樫明夫） 今回は区域を花巻都市計画と東和都市計画、さらに大迫を編入したという大雑把に言えばそういう都市計画区域に含めてきましたということですので、これが平成24年3月には計画決定されると見込んで予定しております。その次に話が出るのは、多分今度は用途、要するに建物とか土地の利用等につきまして様々な誘導もしくは規制を加えた上で、新市になって一体化の都市計画ということになるかと思えます。その用途のスケジュールにつきましては、一応マスタープランでも用途の変更等ということですが、来年度から用途の変更の準備をいたしまして、概ね2年もしくは3年ぐらいの予定で計画決定まで事務を進めていきたいと思っております。なぜ時間がかかるかというと、どうしても用途の変更は建物の規制などがかかってくるので、もっと具体的ものが出てきますので、その辺は市民の皆様方様々議論される部分があると予測されますので、時間をとって進めたいと思っております。

◎会長（藤田康雄君） 宮澤委員、よろしいでしょうか。それ以外にございますでしょうか。

佐藤忠男委員。

◎佐藤忠男君 全く素人の考えでございますから、聞き逃してもいいと思えますけれども、合併して既に5年も経過しておるということで、合併時点で区域の変更は当然わかっていることなわけですから、もっとスピード感があってもいいのではないかという感想を持つわけですが、今に至ったというのは色々手続き等もあったかと思えますけれども、一般の市民からすれば少し遅すぎるのではないかという感じを持つのではないかと思います。これは私の感想でございます。

◎会長（藤田康雄君） 事務局いかがですか。

八重樫都市整備課長。

◎都市整備課長（八重樫明夫） スピード感というお話でございますが、まず1つ花巻都市計画マスタープランは平成22年度に策定いたしました。今回はそれを踏まえて県の区域のマスタープランを変更しようというものでございますが、本来であれば私も岩手県に対しては、新市になったのだから当然広域的なマスタープランの見直しはあるべき姿ではないのかということで、何度か申し入れもしている記録等はございます。ただ、その中でどうしても花巻市としての総合計画を踏まえた都市計画マスタープランという、順番からいって中身が明らかになった時点で県が区域のマスタープランを定めるということで、なかなか合併したことによって、広域的な県のマスタープランができるかというところではなくて、さまざまデータとか整理しなければならなかったということもありまして、花巻市都市計画マスタープランが先行してできて、その後これが今来年の3月に計画決定の予定ということになっておりました。これが現実ですので、御指摘はそのとおりだと思います。

◎会長（藤田康雄君） 深澤委員。

◎深澤忠雄君 県の立場としてちょっと発言しますが、たとえば道路みたいに単純に名称を変えればいいのかそういうものであればすぐできると思います。ただ今回のように、例えば都市計画区域が拡大したり、縮小したりしますと、規制をかけたりかけなかったりすることが、本当にいいのかという検討がある程度必要なんです。そのためには地形等を調

査したり、いろいろなものを調査して本当にここが改編されるのかされないのか詳細な調査が必要なんです。そういった手続きがあって、それがないと今度区域に入れられないんです。区域を変えなければ意外と早かったかもしれませんが、今回は区域を変えたということもあって若干遅れたという気がします。

◎会長（藤田康雄君） 八重樫都市整備課長。

◎都市整備課長（八重樫明夫） 1つ私からも、たしかに東和と花巻の都市計画区域を単純に合体させるのであれば、今おっしゃったように早かったと思います。ただ、都市計画区域のない大迫とか、さらには田瀬地域をどうするかという部分については、都市計画の基礎調査が昨年、今年度とやっておりますので、そのデータを見ながらこの区域のマスタープランに反映しなければならないという都合がありまして、今の時点になってしまったという部分もございます。

◎会長（藤田康雄君） よろしいでしょうか。

佐藤忠男委員。

◎佐藤忠男君 了解しました。10ページに花巻市の都市計画、いわゆる新市の計画区域のマスタープランが示されているわけです。これは岩手県が案として出したものと理解しておりますが、9月定例会で市長は「今の総合計画は全面的に見直しをする」と表明したわけですが、それとの関連はあるのでしょうか。

◎会長（藤田康雄君） 事務局お願いします。

高橋建設部長。

◎建設部長（高橋通義） 総合計画と土地利用に係るマスタープランは違います。総合計画は本当はことしつくる予定でありましたが延長になりましたし、合併特例債も10年の枠が5年延長とか、そういう中での事業、個々の事業をまた新たに、こういう災害を踏まえて、災害に強いまちづくりを踏まえてやりましょうと、見直しましょうということでありまして、都市計画マスタープランをきょう説明している段階では、この地域の中での編入でありますので、これとはまた違うものだと思っております。

◎会長（藤田康雄君） よろしいでしょうか。いわゆるゾーニングというか、土地利用をしていくために、その各土地利用区域を仕分けていく。そこで、そういうことがされていなかったところを花巻市にあわせて、それを適用していくと。それに必要な地質調査なり土木調査が非常に時間がかかるという背景があるという説明かという気がします。

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

◎会長（藤田康雄君） ただいまの御説明と御質問ということで、きょうの内容について御意見いただいたかという気がします。とりあえずきょうは議案を審議するというのでございますので、議案第1号東和都市計画道路の変更（花巻市決定）について、議案第2号東和都市計画公園の変更（花巻市決定）について、議案第3号花巻都市計画区域及び東和都市計画区域用途地域の変更（花巻市決定）について、議案第4号東和都市計画下水道の変更（花巻市決定）についてということで、4件について御説明方御意見いただきましたが、原案のとおり同意することに御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎会長（藤田康雄君） 御異議なしと認めます。よって、本日の審議会におきます議案第1号から議案第4号までの4件については、原案のとおり同意することに決定しました。

以上ですべての議案の審議は終了いたしました。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎会長（藤田康雄君） ありがとうございます。

(藤田会長、自席へ着席)

◎都市整備課長補佐(鎌田吉隆) 藤田会長、大変ありがとうございました。委員の皆様、大変ありがとうございました。

これをもちまして花巻市都市計画審議会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

(閉 会 午後 3時54分)